（五回以上受講する運行の管理に関する講習）

第六条　安全規則第二十四条第一項の規定により運行の管理に関する講習を五回以上受講する者は、少なくとも一回、基礎講習を受講しなければならない。

附　則

この告示は、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第四百五十六号

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成二十四年国土交通省令第二十四号）の施行に伴い、並びに旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十一条の二第一項及び第二項並びに第四十一条の五第一項から第三項までの規定に基づき、並びに同令を実施するため、旅客自動車運送事業運輸規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領を次のように定める。

平成二十四年四月十三日　国土交通大臣　前田　武志

旅客自動車運送事業運輸規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）及び旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）において使用する用語の例による。

（運輸規則第四十一条の二第二項第四号の告示で定める事項）

第二条　運輸規則第四十一条の二第二項第四号の告示で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　適性診断テストの実施方法

二　事務所ごとのカウンセラー名簿

（運輸規則第四十一条の二第三項の告示で定める書類）

第三条　運輸規則第四十一条の二第三項の告示で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　組織図その他の適性診断の適正かつ確実な実施を確保する体制を証する書類

三　事業所ごとに第六条第三号に規定する適性診断に係るテスト（以下「適性診断テスト」という。）を実施するための機器（以下「テスト用機器」という。）その他の適性診断を実施するための施設又は設備を記載した書類

四　決算報告書その他の適性診断を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎を有していることを証する書類

五　適性診断テスト又はこれに類するものの実施の実績が十分であることを証する書類

六　実施規程

七　次に掲げる適性診断の内容に関する書類

イ　適性診断テストに係る概要その他の必要な書類

ロ　適性診断テストの結果に対する所見に関する書類

ハ　適性診断テスト（第六条第三号トに掲げる視覚機能テストを除く。）ごとの評価が実際の運転者の事故発生率と十分な相関（以下単に「相関性」という。）を有するものであることの裏付けとなる根拠を示す書類及び同等の性格特性を有する受診者について当該評価を行う場合にあっては、当該評価が同等の結果となるような評価の安定性（以下単に「安定性」という。）を有するものであることの裏付けとなる根拠を示す書類

八　カウンセラー（第六条第六号に規定するカウンセラーをいう。以下同じ。）の基準を満たしていることを証する書類

（運輸規則第四十一条の五第一項ただし書の告示で定める軽微な事項に係る変更）

第四条　運輸規則第四十一条の五第一項ただし書の告示で定める軽微な事項に係る変更は、第二条第二号に掲げる事項に係る変更とする。

（運輸規則第四十一条の五第二項の告示で定める書類）

第五条　運輸規則第四十一条の五第二項の告示で定める書類は、第三条各号に掲げる書類のうち変更に係るものとする。

（認定の基準）

第六条　国土交通大臣は、運輸規則第四十一条の二の規定による認定の申請（同令第四十一条の五第三項の変更の認定について準用する場合を含む。以下同じ。）があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　適性診断の実施体制について次に掲げる要件を満たしていること。

イ　適性診断の適正かつ確実な実施を確保する体制が整備されていること。

ロ　事務所、テスト用機器その他の適性診断を適正かつ確実に実施するために必要な施設又は設備が備えられていること。

ハ　適性診断を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎を有するものであること。

ニ　適性診断テスト又はこれに類するものの実施の実績が十分であること。

二　次に掲げる事項を記載した実施規程を適切に定め、当該実施規程を遵守するものであること。

イ　適性診断の種類

ロ　事務所ごとのカウンセラー名簿

ハ　受診の手続

ニ　適性診断テストの実施方法

ホ　適性診断の受診者に対する適性診断の種類ごとの指導及び助言の実施方法

ヘ　適性診断の受診者の秘密の保持に関する事項

ト　認定の根拠となる法令、適性診断の種類、実施日、実施場所、料金その他適性診断の受診に必要な事項及びこれらをインターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段によりあらかじめ一般に周知する方法

チ　事業年度ごとのカウンセラー教育・訓練計画（カウンセラーの指導及び助言の質の維持向上を図るため、指導又は助言に係る研修、実地訓練等の方法により行うカウンセラーの教育又は訓練（以下「カウンセラー教育・訓練」という。）に関する計画をいう。以下同じ。）

リ　第九条各号の規定を遵守するために必要な事項

ヌ　その他適性診断を適正かつ確実に実施するために必要な事項

三　別表第一に掲げる基準により次に掲げるテストを実施するものであること。

イ　性格テスト

ロ　安全運転態度テスト

ハ　危険感受性テスト

ニ　処置判断テスト

ホ　重複作業反応テスト

ヘ　速度見越反応テスト

ト　視覚機能テスト

四　次に掲げる基準により適性診断テストの評価を実施するものであること。

イ　適性診断テストごとの評価を示した診断票を受診者に交付するものであること。

ロ　適性診断テストごとの評価を定量的に示し、かつ、当該評価が相関性及び安定性を有しているものであること。

ハ　適性診断テストの結果に対する所見を受診者に提供するものであること。

五　適性診断テストの評価を踏まえ、別表第二に掲げる実施者、方法及び内容により受診者に指導及び助言を行うものであること。

六　別表第二に掲げる適性診断の種類に応じて、次に掲げる種類のカウンセラーが選任されているものであること。

イ　社団法人日本産業カウンセラー協会が認定する産業カウンセラー又は日本交通心理学会が認定する交通心理士の資格を有する者であって、適性診断の実施者が実施する別表第三に掲げる研修を修了している者（以下「第一種カウンセラー」という。）